第4章

支援等のための 体制整備への取組

1	相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)72
2	調査研究の推進等(基本法第21条関係)
3	民間の団体に対する援助(基本法第22条関係) 105

支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等(基本法第 11 条関係)

(1) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

【施策番号 166】

警察においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例*等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例(以下「犯罪被害者等支援を目的とした条例等」という。)の制定又は計画・指針の策定状況に関する情報提供を行っている。

警察庁においては、地方公共団体における 犯罪被害者等支援を目的とした条例等に関す る情報を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施 策」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/ local/jourei.html) に掲載するほか、「犯罪 被害者等施策情報メールマガジン」において、 犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定 状況及び当該条例に基づく主な支援施策等を 紹介するなど、地方公共団体に対する情報提 供に努めている。

さらに、令和3年3月、都道府県警察に対し、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討等に資する協力等を行うよう指示した(令和3年3月31日付け警察庁次長依命通達別添)。

令和5年4月現在、46都道府県、13政令 指定都市、606市区町村において、犯罪被害 者等支援を目的とした条例等が制定されてい る(P73トピックス「犯罪被害者等支援を目 的とした条例等の制定状況」参照)。

警察においては、地方公共団体間で格差が 生じないよう、犯罪被害者等支援を目的とし た条例等の制定等に関する情報提供等の取組 を推進している。

(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進

【施策番号 167】

警察庁においては、地方公共団体における 犯罪被害者等施策の窓口部局(以下「施策主 管課」という。)及び総合的対応窓口の担当 部局について定期的に確認しており、施策主 管課については平成28年度以降、総合的対 応窓口の担当部局については平成31年4月 以降、全ての地方公共団体において確定して いる(P179基礎資料6-2参照)。

また、総合的対応窓口や地方公共団体における犯罪被害者等施策等について、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi_list.html) に掲載するなどして、国民に周知している。

さらに、政府広報テレビ番組内「サキドリ情報便!」(令和4年11月25日放送「犯罪被害者の声なき声に耳を傾けていく~犯罪被害者週間~」。https://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/jouhoubin/movie/20221125.html)や警察庁公式ツイッター等のSNSを活用した広報等を行い、総合的対応窓口の周知の促進に努めている。

(3) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

【施策番号 168】

警察庁においては、地方公共団体に対し、

[※] 犯罪被害者等支援を目的とした条例とは、専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例(犯罪被害者等の支援に特化した条例(特化条例))をいい、安全で安心なまちづくりの推進に関する条例のように、条例の一部に犯罪被害者等施策が盛り込まれているものは含まず、令和5年4月時点においては、見舞金支給のみを目的とした条例も除外している。

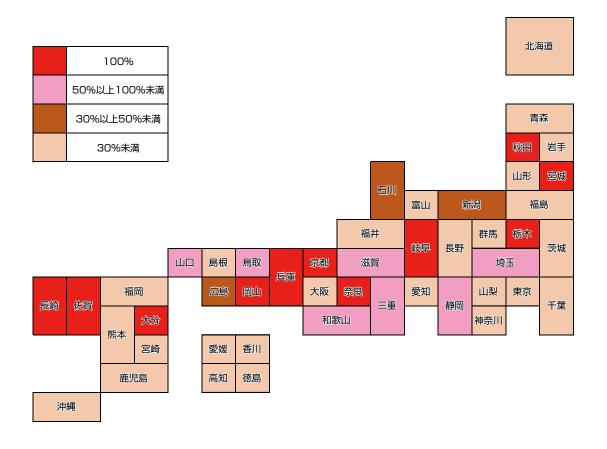
トピックス

犯罪被害者等支援を目的とした条例等の 制定状況

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援を促進するための施策を推進しているところ、全国の地方公共団体において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等を制定する動きが広がっている。

令和5年4月1日現在(47都道府県、20政令指定都市、1,721市区町村中)、46都道府県、13政令指定都市、606市区町村において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等が制定されている。

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況(令和5年4月1日現在)



犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共 団体の職員を対象とする研修等を通じ、総合 的対応窓口の機能の充実や政令指定都市の区 役所における体制整備を要請している。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」において、地方公共団体における犯罪被害者等支援の担当者に対する研修の実施状況や参考となる事例等を紹介することによ

り、地方公共団体における総合的対応窓口の 機能の充実の促進に努めている。

さらに、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」(令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定)に基づき、途切れない支援を一元的に提供する体制の構築(ワンストップサービスの実現)に向け、総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・

トピックス

長野県犯罪被害者等支援条例の制定について

長野県県民文化部人権・男女共同参画課

安全で安心して暮らすことができる社会の実現は、全ての人に共通する願いです。しかしながら、 誰もが突然、犯罪に巻き込まれる恐れがあり、被害者やそのご家族となった場合には、心身や財産 等の直接的な被害にとどまらず、周囲の無理解や中傷といった二次被害に苦しめられることも少な くありません。

これまで本県では、平成16年に制定された犯罪被害者等基本法等を踏まえ、人権政策の基本的 な考え方や方向性を定めた「長野県人権政策推進基本方針」において、犯罪被害者等への支援を重 要な課題と位置付け、長野県警察や認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター等の関係 機関と連携した相談体制の整備や、犯罪被害者等に対する県民理解の促進に向けた啓発等に取り組 んできました。

しかしながら、近年、SNSによる誹謗中傷や周囲の者からの二次被害などにより、犯罪被害者 等は一層困難な状況に直面しており、支援の重要性がますます高まっています。

こうした状況を踏まえ、本県では、「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯 罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図ることし、「誰もが安心して暮らすことができる社 会の実現に寄与すること」を目的として、犯罪被害者等支援における基本理念や、県・県民・事業 者・民間支援団体の責務・役割、基本的施策等を定めた「長野県犯罪被害者等支援条例」(以下「条 例 という。)を令和4年3月に公布し、同年4月に施行しました。

条例は、第12条「相談及び情報の提供等」において、県が犯罪被害者等の相談に応じ「弁護士 の助言を受ける機会の確保」を行うことや、第18条「経済的負担の軽減」において、見舞金の給 付を念頭に置き、「給付金の支給に努める」ことを盛り込む等、具体的な支援を明記した内容となっ ています。

また、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に進めるため、令和4年3月に、条例の規定に基づ き、県の犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方、取り組むべき具体的施策の内容等を定めた「長 野県犯罪被害者等支援推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定しました。

推進計画では、条例の「基本方針」に基づいた施策を推進するため、「総合的な支援体制の整備」「相 談・情報提供の充実|「早期回復・生活再建に向けた支援|「県民の理解の増進|の4つの「施策の 柱」を定め、支援施策を体系的に位置付けています。

具体的な施策としては、県民理解の促進に向けた啓発等の既存施策に加え、条例に基づき、犯罪 被害者及びそのご遺族に対する見舞金の給付や、弁護士との法律相談に係る費用の公費負担等の直 接支援のほか、市町村、関係機関等において犯罪被害者等支援に従事する職員に対する資質向上研 修等を新たに実施することとしています。

引き続き、条例及び推進計画に基づき、犯罪被害者等に対する必要な支援が途切れることなく提 供される体制を構築するとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことが できる社会の実現を目指して、各種施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

協力の一層の充実を図るための取組について 検討を行うとともに、より円滑な支援の実現 に向け、DX(デジタルトランスフォーメー ション)を活用した取組についても検討を行っ ている。

(4) 地方公共団体における専門職の活用 及び連携・協力の一層の充実・強化 【施策番号 169】

警察庁においては、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、犯罪被害者等支援の分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請している。加えて、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」(令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定)に基づき、これらを更に促進するための取組について検討を行っている。

令和5年4月現在、11都道府県、8政令 指定都市、93市区町村(前年:13都道府県、 7政令指定都市、95市区町村)において、 総合的対応窓口等に専門職を配置している。

(5) 地方公共団体間の連携・協力の充実・ 強化等

【施策番号 170】

警察庁においては、各都道府県内における 市区町村間の連携・協力を促進するため、犯 罪被害者等施策の総合的な推進に関する事業 を開催しており、令和4年度は、埼玉県、長 野県、福岡県及び鹿児島県において、市町村 の職員等に対する研修会等を実施した(埼玉 県については、P76トピックス「犯罪被害者 等施策の総合的推進に関する事業」参照)。

また、地方公共団体間の連携・協力が必要な事案が発生した場合に備え、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関するコンタク

ト・ポイントを一覧にまとめた資料を警察庁 ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/list.html) に掲載し、地方公共団体間の情報共有 を促進している。

(6) 犯罪被害者等施策に携わる地方公共 団体の職員等の育成及び意識の向上 【施策番号 171】

警察庁においては、犯罪被害者等や犯罪被害者等の支援に精通した有識者を招き、関係府省庁や地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その内容について、ウェブサイト等で国民に情報提供を行っている(これまでに開催した講演会の内容については、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kensyu/sesaku kouen.html)を参照)。

また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等 施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を 対象とする研修を通じ、犯罪被害者等支援に 関する最新の情報や資料を提供している。

(7) ワンストップ支援センターの体制強化 【施策番号 172】

ア P30【施策番号 59】参照

【施策番号 173】

イ P33【施策番号 60】参照

【施策番号 174】

ウ P33【施策番号 61】参照

【施策番号 175】

エ P33【施策番号 62】参照

【施策番号 176】

オ P33【施策番号 63】参照

(8) 性犯罪被害者等に対する緊急避妊に 関する情報提供

【施策番号 177】

P30【施策番号 57】参照

トピックス

犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業

警察庁では、基本法及び第4次基本計画に基づき、地方公共団体における犯罪被害者等支援体制 の整備促進を図っているところ、同体制の更なる底上げを図るとともに、多機関連携及び地域間連 携を促進し、地域における犯罪被害者等施策を総合的に推進するため、「犯罪被害者等施策の総合 的推進に関する事業 | を実施している。

令和4年度は、埼玉県、長野県、福岡県及び鹿児島県において同事業を実施したところ、このう ち、埼玉県における事業については、次のとおりである。

【埼玉県】

埼玉県では、「誰一人取り残さない『途切れのない支援』の実現に向けて」を主題として、市町 村の犯罪被害者等支援を目的とした条例制定に向けた施策研修会と、市町村や県警察、民間支援団 体との連携支援体制強化に向けた支援体制研修会をそれぞれ開催した。

研修会には、市町村のほか、県警察(犯罪被害者支援室、地元警察署の犯罪被害者支援担当)、 民間支援団体、犯罪被害者等支援に関する県庁関係課の担当者が出席した。

(施策研修会)

施策研修会では、市町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例制定の必要性に重点を置い たプログラムとして、有識者からの講演と関係機関担当者によるパネルディスカッションを実施し た。





パネルディスカッションの様子



有識者である寺輪悟氏(犯罪被害者遺族)からは、「犯罪被害者遺族から見た、市町村における 犯罪被害者等支援を目的とした条例制定の必要性」をテーマに、遺族としての立場から、犯罪被害 者等が置かれている状況や、これまで自治体に条例制定の重要性を訴える活動を実施されてきた経 験について講演いただいた。

次に、仲律子氏(みえ犯罪被害者総合支援センター副理事長・三重県公認心理師会会長)からは、 「市町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例制定及び見舞金制度導入の必要性」をテーマ に、専門家の視点による市町村における条例制定の重要性や、三重県や市町における取組事項等に ついて講演いただいた。

そして、パネルディスカッションでは、埼玉県、条例を制定している久喜市と朝霞市、県警察及び民間支援団体の担当職員が「全市町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定に向けて」をテーマに、それぞれの立場から、条例制定の必要性や制定後の変化、今後の課題と展望等について討論を行い、市町村における条例制定の重要性についての理解を深めた。

(支援体制研修会)

支援体制研修会では、犯罪被害者等に最も身近な行政機関である市町村に求められている支援や 他機関との連携支援を行う重要性について重点を置いたプログラムとして、有識者からの講演と実際に支援を行う担当者による模擬事例形式の検討会を実施した。

講演の様子



検討会の様子



有識者である伊藤富士江氏(上智大学客員研究員・元教授)からは、「今、被害者支援において 自治体に求められること一社会福祉的視点から一」をテーマに、自治体の支援はどうあるべきかな どについて社会福祉の視点から講演いただいた。

また、林良子氏(さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課主査)からは、県内の先進自治体として、主に市の支援体制や取組状況に関し、「さいたま市における犯罪被害者等支援の取組について」をテーマに講演いただいた。

そして、検討会では、埼玉県、東松山市、熊谷市、県警察及び民間支援団体の担当職員が「犯罪被害者やその家族を地域で支え続けるために」をテーマに、「40歳代男性が妻の勤務先の上司に包丁で腹部を刺された。被害者は妻、中学生の息子、保育園に通う娘、半身麻痺がある母と同居している」という模擬事例に基づき、それぞれの立場で行い得る支援について事例検討を行った。

県、県警察、民間支援団体で構成される彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターでは、被害者等家族の滞在先の確保、捜査機関や裁判所への付添い等について、必要により三者間で協議しながら支援していくこと等が説明された。

東松山市、熊谷市では、被害者等家族が市役所を訪問する場合には、県警察等から必要な情報共有を受けるとともに、あらかじめ会議室を用意しておき、庁内各担当者が会議室に赴いて一度に要望等を聴取することにより、被害者等家族の負担軽減やプライバシーに配慮しつつ、被害者等家族の二一ズを聞き取り、犯罪被害者等のための支援のほか、収入減少に伴う生活・こどもの修学・保育に関する各種支援等の支援方策を検討していくこと等が説明された。

各機関において、それぞれの立場や対応方法を知ることで、他機関との連携支援を行う重要性について理解を深めた。

手記

犯罪被害者等に寄り添った 支援に向けて



四街道市役所 自治振興課 主事 米ノ井 時生

私は、令和2年度に四街道市役所に入庁し、総務部自治振興課交通防犯係に配属され、市内の犯 罪被害者等支援や交通安全・防犯対策を担当しております。犯罪被害者等支援については、実は入 庁するまでは考えたこともなかったのですが、犯罪被害者等支援条例の制定にも携わり、試行錯誤 しながら準備を進めました。

●四街道市における犯罪被害者等支援の取組

犯罪被害者等支援に関する取組の一環として、四街道市では、令和4年6月8日に四街道警察署、 四街道交通安全協会、四街道市防犯協会共催で「ひまわりの絆プロジェクト ~命の大切さ 交通 事故防止を全国に~」を開催しました。

ひまわりの絆プロジェクトとは、京都府内で発生した交通事故で亡くなった男児(当時4歳)が 生きていた証を残したいと願う御遺族への支援とともに、国民に対して命の大切さを訴えることを 目的に、男児が生前育てていたひまわりから採取した種を全国各地で開花させていくプロジェクト です。当日は、近隣小学校の1年生に参加していただき、ひまわりの苗を植栽しました。小さかっ た苗も、7月末には満開になり、プロジェクトを通して、交通安全を願う機運が高まったと考えて おります。

●四街道市犯罪被害者等支援条例の制定

四街道市がある千葉県においては、近年の凶悪犯罪の頻発による二次的被害の防止等、犯罪被害 者等支援の重要性の高まりを受け、令和3年4月1日に「千葉県犯罪被害者等支援条例」が施行さ れました。

四街道市においても、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、「地域社会全体で犯罪 被害者等に寄り添い、十分に配慮した対応」や「関係機関が連携したきめ細やかな犯罪被害者等支 援」をこれまで以上に推進していくためには条例制定が必要との結論に至りました。

条例制定に向け、警察をはじめとした防犯関係団体、有識者、弁護士、市民の方々を委員とする 四街道市安全で安心なまちづくり協議会を開催しました。

協議会の中で「申請などの手続について、被害に遭った日のことを思い出させないようにするた め、警察と連携し、被害受理番号で申請が可能になる仕組みづくりを考えてほしい」、「被害者の方 の中には犯罪に遭い、傷害を負ったり、精神的ダメージにより休職等に追い込まれ収入が減少する という経済的な問題を抱える方もいる」、「犯行現場が自宅であったにもかかわらず、転居できず、 苦しい思いをしている被害者の方も多くいるので、転居費用助成について再検討してほしい」との 意見がありました。

様々な見地からの意見を踏まえ、安全で安心なまちづくり協議会長より答申をいただき、条例案 をより犯罪被害者等に寄り添った内容にすることができたと考えております。

また、令和5年2月20日には、四街道警察署及び千葉犯罪被害者支援センターと四街道市によ る「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結しました。本協定を締結することにより、

三者が連携を密にすることができるようになり、犯罪被害者等にできる限り負担をかけずに支援を することが可能となりました。

このような過程を経て、「四街道市犯罪被害者等支援条例」は令和5年4月1日に施行されました。

●犯罪被害者等支援に当たる担当者として思うこと

「四街道市犯罪被害者等支援条例」における犯罪被害者等支援施策は始まったばかりです。今後、被害者の方に地方自治体職員の私にできることは何だろうか。それは条例に基づいた支援の体制を整えておくことや各関係団体との連携を密にし、支援を適正に行うことは当然でありますが、なによりも、被害者の方が1日も早く立ち直り、再び平穏な生活が送れるように被害者の方の話を親身になって伺い、丁寧な対応をすることが重要だと私は考えます。

最後になりますが、本条例の制定に深く携わってくださった関係者各位のご尽力に感謝いたします。

四街道市役所



満開のひまわり



(9) 性犯罪被害者への対応における看護 師等の活用

【施策番号 178】

P30【施策番号 58】参照

(10) 性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実

【施策番号 179】

文部科学省においては、児童生徒が全国どこからでも、いつでも気軽に悩みを相談できるよう「24時間子供SOSダイヤル」を設置し、教育委員会等による紹介カード、リーフレット等の配布等を通じて児童生徒や保護者に周知している。

また、近年、若年層の多くがSNSを主なコミュニケーション手段として活用している状況等を踏まえ、平成30年から、地方公共

団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の整備に関する支援を行っている(P28【施策番号53】参照)。

(11) 地方公共団体における配偶者等から の暴力事案の被害者の支援に係る取組 の充実

【施策番号 180】

内閣府においては、配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の同支援センター主管課等の行政職員並びに同支援センター、児童相談所及び民間シェルター等において相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象として、相談対応の質の向上及び被害者や被害親子に対する支援における官官・官民連携強化のために必要な知識の習得(機会の確保)を目的として、オンライン研修教材を

作成し提供している。

(12) コーディネーターとしての役割を果 たせる民間支援員の養成への支援等

【施策番号 181】

警察においては、公益社団法人全国被害者 支援ネットワークをはじめとする民間被害者 支援団体に対し、研修内容に関する助言や講 師派遣等の協力を行っている。また、犯罪被 害者等が必要とする支援に関する相談対応や 情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し 等、犯罪被害者等支援全般を管理するコー ディネーターとしての役割を果たす民間支援 員の養成を支援するため、民間支援員も参加 可能な研修を実施するとともに、被害者支援 連絡協議会等において、具体的事例を想定 した犯罪被害者等支援に関する実践的なシ ミュレーション訓練を実施している(被害者 支援連絡協議会については、P80【施策番号 183】参照)。

(13) 警察と関係機関・団体等との連携・協 力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号 182】

警察においては、犯罪被害者等支援に関係 する機関・団体等との連携・協力を充実・強 化し、当該関係機関・団体等の犯罪被害者等 支援のための制度等を犯罪被害者等に説明で きるよう努めている。また、犯罪被害者等支

援のための制度を所管する関係府省庁の協力 を得て、同制度に関する案内書、申込書等を 常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提 供している。

(14) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援 地域ネットワークにおける連携の推進

【施策番号 183】

警察においては、生活支援、医療、公判等 多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、 総合的な支援を行うため、警察、地方公共団 体の担当部局及び相談機関、検察、法テラス、 医師会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、 弁護士会並びに犯罪被害者等の援助を行う民 間の団体等から成る被害者支援連絡協議会 を、全ての都道府県に設置し、相互に連携を 図っている。

また、犯罪被害者等の具体的なニーズを把 握し、事案に応じたきめ細かな総合的支援を 行うため、警察署等を単位とした連絡協議会 (被害者支援地域ネットワーク)を設置して いる。

さらに、被害者支援連絡協議会及び被害者 支援地域ネットワークについて、メンバー間 の連携及び相互の協力を充実・強化し、犯罪 被害者等が置かれている立場への理解を増進 するための研修や、死傷者が多数に及ぶ事案 等の具体的事例を想定した実践的なシミュ レーション訓練を通じて、具体的な事案に応

警察と関係機関・団体等とのネットワーク

被害者支援連絡協議会 関係機関・団体等 知事部局及び市区町村の犯罪被害者等支援担当部門 犯罪被害者等の援助を行う \bigcirc 児童相談所、精神保健福祉センター、保健所 教育委員会 \bigcirc 検察庁、矯正施設、保護観察所 犯罪被害者等早期援助団体 法テラス地方事務所 \bigcirc 等 \bigcirc ワンストップ支援センター 国土交通省地方運輸局等の犯罪被害者等支援担当部門 \bigcirc 社会福祉協議会 医師会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、弁護士会 暴力追放運動推進センター、交通安全協会、防犯協会 独立行政法人自動車事故対策機構地方支所 等

じた対応能力の向上を図っている。

令和5年4月現在、全ての都道府県において、被害者支援連絡協議会及び計1,087の被害者支援地域ネットワークが設置され、全ての地域を網羅している。

シミュレーション訓練の様子



(15) 警察における相談体制の充実等

【施策番号 184】

ア 警察においては、犯罪被害の未然防止に 関する相談等に応じる各種相談窓口を設置 している。

また、全国統一番号の警察相談専用電話 (「#9110」番)を設置するとともに、犯 罪被害者等のニーズに応じ、性犯罪被害相 談(P96【施策番号 223】参照)、少年相 談、消費者被害相談等の個別の相談窓口を 設け、相談体制の充実に努めている。

さらに、犯罪被害者等の住所や実名・匿名の別を問わず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の希望に応じ、被害者支援連絡協議会等に参画している関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者等がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応に努めている。

加えて、警察庁の委託を受けた民間団体が、特定の犯罪等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う匿名通報事業を実施し、被疑者の検挙、犯罪被害者等の早期保護等に役

立てている (P39【施策番号 81】参照)。

都道府県警察においては、交通事故被害 者等に対し、パンフレット「被害者の手引」、 現場配布用リーフレット等を活用して、

- 刑事手続の流れ
- ・ 交通事故により生じた損害の賠償を求 める手続
- ・ ひき逃げ事件の場合や相手方が自賠責 保険に加入していなかった場合に国が損 害を塡補する制度(政府保障事業)
- ・ 犯罪被害者等支援に関する各種相談窓口 等に関する説明を行っている。

また、交通事故被害者等から加害者に対する行政処分に係る意見聴取等の期日等についての問合せや、交通死亡事故の遺族、

心のリリーフ・ライン



少年用カウンセリングルーム



重度後遺障害を負った者及びその直近の家 族から加害者に対する行政処分の結果につ いての問合せを受けた場合には、適切に情 報提供を行っている。令和4年中の都道府 県警察における行政処分に係る意見聴取等 の期日等に関する問合せに対する回答及び 行政処分の結果に関する問合せに対する回 答の合計件数は 11件 (前年:33件) であっ た。

このほか、都道府県交通安全活動推進セ ンターにおいても、職員、弁護士等が交通 事故被害者等からの相談に応じ、助言を行っ ている。

【施策番号 185】

イ 警察においては、性犯罪捜査を担当する 係への女性警察官の配置を推進するなどし て、性犯罪被害相談において、相談者の希 望する性別の職員が対応することができる よう努めている。また、執務時間外におい ても、当直勤務中の職員が対応した上で担 当者に引き継ぐなど、性犯罪被害相談の適 切な運用を推進している。

(16) 警察における被害少年等が相談しや すい環境の整備

【施策番号 186】

警察においては、全ての都道府県警察に設 置されている少年サポートセンター、警察署 の少年係等が窓口となり、警察官や少年補導 職員が少年や保護者等からの相談に応じ、必 要な指導・助言を行っている。

また、全ての都道府県警察に、「ヤングテ レホンコーナー」等の名称で電話による相談 窓口を設け、電話や電子メール等による少年 相談を受け付けており、夜間・休日も対応す るなど、少年や保護者等が相談しやすい環境 の整備を図っている。

令和4年4月現在、全国196か所(前年: 199 か所) に少年サポートセンターが設置さ れており、このうち70か所(前年:71か所) は、少年や保護者等がより気軽に立ち寄るこ とができるよう、警察施設以外の施設に設置 されている。

さらに、警察庁においては、被害少年等が 相談しやすいよう、相談内容等に応じた相談 窓口を提供するシステム「子供の性被害等相 談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓 口」を構築し、警察庁ウェブサイト(https:// www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/ annai/) に掲載している。

(17) 指定被害者支援要員制度の活用 【施策番号 187】

都道府県警察においては、専門的な犯罪被 害者等支援が必要とされる事件が発生した場 合に、あらかじめ指定された警察職員が事件 発生直後から犯罪被害者等への付添い、情報 提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等 のネットワークを活用しつつ部外のカウンセ ラー、弁護士会、犯罪被害者等の援助を行う 民間の団体等の紹介等を行ったりする、指定 被害者支援要員制度を運用している。また、

子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口

もしも被害にあったら ぴったり相談窓 あなたにぴったりの相談窓口へのご案内をサポート 指定被害者支援要員に対し、犯罪被害者等支 援において必要となる知識等に関する研修、 教育等を実施している。

令和4年末現在、全国で3万8.349人が指 定被害者支援要員として指定されている。

○ 海上保安庁においては、犯罪被害者等支 援及び関係機関との連絡調整を行う犯罪被 害者等支援主任者を部署ごとに指定し、犯 罪被害者等の具体的な事情を把握し、当該 事情に応じ、犯罪被害の発生直後から犯罪 被害者等に必要な助言、情報提供等を行う とともに、具体的な支援に関する説明を行 うなど、犯罪被害者等の精神的・経済的負 担の軽減に努めている。

指定被害者支援要員制度

犯罪被害者等支援が必要とされる事件の発生



あらかじめ指定された警察職員が犯罪被害者等支援活動を実施 【支援要員 3万8,349名 (うち女性警察職員 8,525名)】※令和4年末現在 【支援要員運用総数 2万9,325件】※令和4年中

対象事件

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯 ひき逃げ事件、交通死亡事故等事件 その他必要と認められる事件

活動内容

- 事情聴取、実況見分等への立会い
- 事情略以、天が死がる。 病院等への付添い 相談・要望への対応 犯罪被害者等の援助を行う民間 の団体等の紹介 等

指定被害者支援要員による制度の説明(模擬)



交通事故相談活動の推進

【施策番号 188】

国土交通省においては、研修会の実施や実 務必携の発刊等を通じ、交通事故相談活動に 携わる地方公共団体の交通事故相談員の能力 向上を図るなど、交通事故相談活動に対する 支援を行っている。

(19) 公共交通事故の被害者等への支援 【施策番号 189】

国土交通省においては、公共交通事故によ る被害者等への支援の確保を図るため、平成 24年4月に公共交通事故被害者支援室を設 置し、被害者等から公共交通事業者への要望 の取次ぎ、相談内容に応じた適切な相談窓口 の紹介等を行っている。

令和4年度においては、公共交通事故の発 生時には、被害者等から相談内容を聴取して 適切な相談窓口を紹介し、平時には、支援を 担当する職員に対する教育訓練の実施、公共 交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公 共交通事業者における被害者等支援計画の策 定の働き掛け等を行った。同年度末時点にお ける教育訓練受講者数は389人、支援計画の 策定数は375であった。

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバ ス事故に関しては、継続的な遺族会との意見 交換会の開催や、遺族会が開催する安全を誓 う集いについて関係者とともに支援を実施し ている。また、令和4年4月に発生した知床 遊覧船事故に関しては、事故発生直後から相 談窓口を24時間体制としたほか、被害者家 族への説明会を開催するなど、家族と相互に 連絡を取り合う体制を継続し、被害者家族へ の支援を行っている。

20 婦人相談所等の職員に対する研修の 促進

【施策番号 190】

厚生労働省においては、平成23年度から、 国立保健医療科学院で実施している婦人相 談所等指導者研修等において、配偶者等から の暴力事案の被害を受けた女性の人権、配偶 者等からの暴力事案の特性等に関する理解の 増進を図るため、婦人相談所等の職員に対す る専門研修を実施している(P50【施策番号 119】参照)。

(21) ストーカー事案への対策の推進 【施策番号 191】

内閣府においては、地方公共団体における ストーカー事案の被害者への支援の充実を図 るため、「ストーカー被害者支援マニュアル」 を作成し、地方公共団体及び被害者支援を 行っている関係機関等に配布している(配偶 者等からの暴力事案については、P79【施策 番号 180】参照)。

令和4年度においては、非同棲交際相手か らの暴力(いわゆるデートDV)について、 予防や一時保護、緊急避難等について必要な 施策の整理を行い、これを踏まえ、同マニュ アルの改訂を行った。

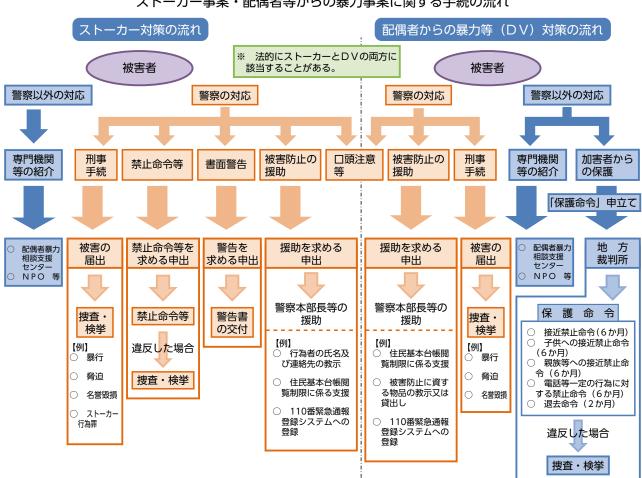
(22) ストーカー事案への適切な対応 【施策番号 192】

警察における令和4年中のストーカー

事 案 の 相 談 等 対 応 件 数 は、 1 万 9.131 件(前年:1万9,728件)であった(警 察庁ウェブサイト「令和4年におけるス トーカー事案及び配偶者からの暴力事案等 への対応状況について」: https://www. npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/ R4_STDVRPCAkouhousiryou.pdf).

ストーカー事案においては、加害者の被害 者に対する執着心や支配意識が非常に強い場 合が多く、加害者が被害者に対して強い危害 意思を有している場合には、検挙を顧みず大 胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展 開して重大事件に発展するおそれが大きい。

このため、警察においては、ストーカー事 案をはじめとする人身の安全を早急に確保す る必要があると認められる事案に一元的に対 処するための体制を確立し、被害者等の安全 の確保を最優先に対処することとしている。



ストーカー事案・配偶者等からの暴力事案に関する手続の流れ

注:禁止命令等は、被害者の申出によらず、職権により行うことができる(緊急の場合は被害者の身体の安全が害される場合のみ)。

ストーカー総合対策

ーカー ストーカー総合対策関係省庁会議

I 経緯

○策定(平成27年3月20日)

「すべての女性が輝く政策パッケージ」(平成26年10月10日すべて の女性が輝く社会づくり本部決定)

- ※ストーカー対策の抜本的強化「関係省庁からなる会議において検討 の上、同年度内を目途に取りまとめ」
- ○改訂(平成29年4月24日)
- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」(平 成28年法律第102号)成立
- ※規制対象の拡大、行政措置・罰則の見直し、職務関係者による被害 者等の安全確保及び秘密保持への配慮 等

П 情勢

- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」 (令和3年法律第45号) 成立(以下「改正法」という。) ※GPS機器等を用いた位置情報無承諾取得等の規制、禁止命令等の方法との表表 法に係る規定の整備
- ○ストーカー事案の相談件数等が高水準で推移
-) [第五次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)及び 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」(女性版骨太の方針 2022)(令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女 共同参画推進本部決定)に、ストーカー事案への対策の推進について
 - , 「女性版骨太の方針2022」において「ストーカー総合対策を改定

令和4年7月ストーカー総合対策を改訂

- Ⅲ 構成(※6つの項目を継承)
- 被害者等からの相談対応の充実 被害者等からの相談窓口の充実
- 被害者情報の保護の徹底
- 被害者情報の提供禁止に係る周知等 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進
- 時避難場所を確保するために必要な連携体制整備等の推進等
- 調査研究、広報啓発活動等の推進 調査研究の推進 等
- 加害者対策の推進

加害者が抱える問題にも着目し、関係機関が連携しつつ、その更生 に向けた取組を推進

6 支援等を図るための措置

人材資質の向上、被害者等の支援のために必要な体制の整備、民間 の自主的な組織活動の支援に係る施策を実現するために必要な財政上

- Ⅳ 主な改訂点(※【】内は項目番号)
- ① 改訂までの経緯・情勢
 ・本文冒頭に、改正法の主な内容(GPS機器等を用いた位置情報無承諾取得等の規制、禁止命令等の方法に係る規定の整備等)及び政府の基本計画等(第五次男女共同参画基本計画、女性版骨太の方針2022)に係る情勢等を記載
- 改正法附帯決議関係 相談者等からの相談窓口の充実【1(1)】 被害者からの相談に適切に対応する旨を引き続き周知 加害者対策の推進【5】 加害者及びその家族からの相談窓口を拡充

- 「女性版骨太の方針2022」関係 交際相手からの暴力に対する支援の実施【3(4)】 「ストーカー被害者支援マニュアル」を改訂するなど必要な対策
- 「ストーカー依告有文様マーユアル」を改訂9 るはこ必要は対策の取りまとめ ・調査研究の推進 [4(1)] 加害者プログラムの追加的な試行実施と、その成果の検証に基づいたガイドラインの策定

具体的には、ストーカー行為等の規制等に関 する法律その他の関係法令の積極的な適用に よる加害者の検挙のほか、被害者等の安全な 場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報 登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急 通報装置等の資機材の活用、被害者等の保護 措置等、組織による迅速・的確な対応を推進 している。また、被害者等からの相談に適切 に対応できるよう、被害者の意思決定支援手 続等を導入している。

さらに、逮捕状請求における被疑事実の要 旨の記載に際し、被害者に関する事項の記載 方法に配慮しているほか、仮釈放又は保護観 察付執行猶予となった者に関する保護観察所 等との連携の強化、犯罪被害者等支援におけ る婦人相談所、法テラス等の関係機関との協 力の強化等、被害の拡大防止及び再被害の防 止に向けた対策を推進している。

令和3年5月、ストーカー行為等の規制等 に関する法律の一部を改正する法律が成立し たことから、改正を踏まえた対策を推進して いる。

また、「ストーカー総合対策」(平成 27 年 3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議 決定。平成 29 年 4 月 24 日・令和 4 年 7 月 15日改訂)に基づき、関係機関・団体等と 連携した取組を一層推進している。

人身取引被害者の保護の推進

【施策番号 193】

人身取引(性的サービスや労働の強要等) 事犯は、被害者に対して深刻な精神的・身体 的苦痛をもたらし、被害の回復が非常に困難 であるなど、重大な人権侵害であり、人道的 観点からも迅速・的確な対応が求められてい る。

政府は、人身取引の防止・撲滅と被害者の 保護に向け、平成16年4月には「人身取引 対策に関する関係省庁連絡会議 を設置し、 同年12月に同会議において「人身取引対策 行動計画」を、平成21年12月には犯罪対 策閣僚会議において「人身取引対策行動計画 2009 を、また平成26年12月には同会議 において「人身取引対策行動計画 2014」を

トピックス

死傷者多数事案における犯罪被害者等支援

専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事件が発生したときには、あらかじめ指定された警察 職員(指定被害者支援要員)を派遣し、犯罪被害者等一人一人に対して、各種犯罪被害者等支援活 動を行っている。

犯罪被害者等の置かれた状況は様々で、時間の経過とともに直面する問題も変化することから、 指定被害者支援要員は、その支援が犯罪被害者等のニーズに即した適切なものになっているのか、 かえって二次的被害となるようなことになっていないかなど、様々な思いを巡らしながら支援を 行っている。

このような指定被害者支援要員の活動の中から、死傷者多数の事件において支援を担当した職員 の体験について紹介する。

1 はじめに

多数の死傷者を出し、世間に大きく報じられた重大事件。

事件当時、私は被害現場を管轄に受け持つ警察署警務課の被害者支援担当だった。

事件発生直後から約1年にわたり犯罪被害者等支援活動に従事してきたが、その中で、その時々 に感じたことを書き起こしてみた。

2 認知

思い返せば事件発生当日は、当直明けの日。

急に電話交換台と指令室が慌ただしくなり、「詳細は分からないが被害者が多数いるようだ。」と 同僚に教えられた。

通常、警務課員が事件現場に臨場することはないが、「負傷者多数」と現場から緊迫した無線が 届くにつれ胸騒ぎがし、被害者支援担当としてとにかく現場に行かねば、と車に飛び乗った。

道中、これまで見たことのない数の緊急車両が行き交う様から現場に近づくにつれ不安が募って いく。

付近に到着して降車すると、すぐに数十人もの人々が応急手当を受けているのが目に留まる。 救助された人や救急隊員、付近を交通規制する警察官等でごった返す中、全体の状況を把握せね ばと、辺りを見回すと、黒いトリアージ(不処置群)札が目に入った。

遺体だった。

当直明けの眠気は一気に吹き飛んだ。

手当を受けていた一人が、「事件現場には、まだたくさんの人がいると思う。」とうめくように言う。 これまで見たことがない光景に全身が総毛立つ思いだったが、今できることをするしかないと自 分に言い聞かせ、つらそうな負傷者一人一人に、「頑張れ。頑張るんだ。大丈夫。大丈夫だからな。」 と声かけた。

そうすることしかできない自分に無力さを感じた。

現場から一体、また一体と遺体が運び出されていく。その非日常に、張り裂けんばかりの感情が 私を覆い尽くした。

3 遺体安置

死亡者多数につき、受入れ可能な医療機関がなかったため、多くの遺体を収容できる施設を確保 し遺体安置場所に指定した。安置場所の設営と遺族の受入れ準備を整えると遺体の搬送に携わった。 遺体安置場所に簡易検視台が置かれ、検視が行われていく。

遺族にはとても見せられない変わり果てた姿。

検視が終わった遺体を安置して手を合わせる。

目の前の光景に目頭が熱くなるが、私は被害者支援担当なんだと感情を抑え込む。

このときには当直明けであることもすっかり忘れ業務に没頭していた。

全ての遺体を安置し終わったのは翌朝午前6時過ぎ。体は鉛のように重く感じたが遺族のことを考えれば体を休めることなどできないことも分かっていた。

4 対策室設置

発生から一夜明け、遺体安置場所の一角に被害者支援現地対策室が設置された。

対策室には、被害者の家族と思われる方々が多数来訪し、「ニュースを見て昨夜から息子(娘) に電話しているが連絡がとれない。どうなっているのか教えてください。」と詰め寄られる。

捜査担当者からの話で、損傷が激しい遺体があり、身元判明に時間を要することは分かっていたが、不安そうな家族の表情を見ると被害者支援担当として何かできることはないかと必死に考えた。 家族の負担を少しでも軽減できれば。

そこで、亡くなった方を1日でも早く家族の元に返してあげられるように、来訪された家族の方から順次DNAの採取に協力してもらうことはできないかと捜査担当者に提案した。私と同じく捜査担当者の誰しもが、事件で無念にも亡くなった方や家族の心情は痛いほど理解していた。

その日のうちに科学捜査研究所からDNAの採取キットが届いた。待機されている家族の方に、 捜査担当者とともに事件の概要説明とDNA(口腔内細胞)の採取の協力依頼を行う。

「なんでDNAを採るんだ。」「こどもは死んだのか。」

「今どこにいるんだ。」「説明に納得がいかない。」

等と泣くような表情で訴えかけられる。至極当然な反応だ。

私も一人の親。

迅速な捜査と家族の負担軽減のためにも速やかなDNA照合が求められていたが、家族の気持ちを考えれば、到底受け入れられない死というものを、間接的に伝えている気がして、何とも言い表せない気持ちになった。

5 非常招集体制

死傷者多数事案発生時には、各所属から招集をかけることとなっており、被害者支援現地対策室には、連日、大勢の警察職員が招集される。捜査担当者や本部被害者支援室と調整しつつ、招集された職員にその日の支援対応を割り振った。

ある者には、負傷者の入院先に向かい、家族と面会。 ある者には、遺品整理のための遺族の送迎。

ある者には、遺族による献花の送迎。

本音を言えば、自らの手で、自らの目で、自らの言葉で、全ての被害者や遺族対応をしたかったが・・・。



遠方から来られる負傷者の家族や遺族もおり、負担を減らすため、可能な限り 24 時間対応でき るような体制づくりに細心の注意を払った。

半日、時には一夜を明かすまで対応を求めることもあったが、招集された職員からは誰一人とし て不平や不満の声は聞こえてこなかった。中には見知った顔もあった。警察学校の同期生。過去に 一緒の所属だった同僚。「どこでも行くよ。」「何でも言って。」と声を掛けられる。心強かった。

ある日、全く面識のない職員から「休んでないんじゃないですか。お体大事にしてくださいね。」 と栄養ドリンクをそっと手渡された。涙が出そうになった。

差し入れていただいた方には申し訳ないが、私にとってかけがえのない宝物になっており、いま だに開封せず仕事場のデスクに飾ってある。

月並みな言葉に聞こえるかもしれないが、このときほど同じ警察で働く仲間の存在を身近に感じ たことはないし、招集された職員されていない職員も含め、被害者支援への熱い思いというものを 肌で感じたことはなかった。

6 遺体確認

捜査担当者とともに数回に分けて遺族と

「事件の概要|「死因|「DNA型鑑定結果|

「荼毘に付す場所」「氏名が公表されるタイミング」

「埋葬許可|「遺体の確認|

についてやりとりをする。

遺体の損傷が激しいため、遺体を確認することは勧められないと説明したが、ある父親が覚悟し た表情で「私だけでも見ます。」と答えた。

遺体安置所に家族を案内すると、それまで気丈に振る舞っていた父親が棺に突っ伏し、もう戻っ てくることのないこどもの名前を叫び続けている。

母親は家族に支えられながら、

[私のこどもじゃないから。]

[こどものはずがない。]

[起きてよ。起きなさいよ。]

「一緒に帰るんだから。」

と叫び続けている。

もし我が子だったらと思うと、慰めの言葉が見つからない。

いつしか涙が溢れそうになる。

ただ遺族に気づかれないよう天を仰ぎ立ち尽くすしかない自分がそこにいた。

7 追悼

事件から数か月が経ったころ、犠牲者追悼式が行われた。

式場から少し離れた場所を担当していた私からは、遺族の姿が遠巻きに見え、読経がかすかに聞 こえる。様々な感情が私の中を駆け巡る。

式が終了すると、一組の夫婦が駆け寄ってきた。

「娘のためにいろいろとお力添えいただきました。遺品の携帯電話も返ってきましたよ。本当に ありがとうございました。」と一言声をかけられる。

タイトなスケジュールの中、感謝の意を伝えていただいたことで、ほんの少しだが寄り添えた気 がした。

8 おわりに

多数の死傷者を出し、人々の記憶に強く刻まれた重大事件。警察官としても、被害者支援担当者 としても、まさかこのような大規模事件の支援を受け持つとは想像すらしなかったし、心の準備も できていなかった。

そんな私だったが、文字通りもがきながら、心の葛藤を抱えながらも、家族を含め同僚・仲間からの助けがあったからこそ支援活動を進められたと思う。

計画が思うように進められず頭を抱えたこと。

やり場のない怒りを遺族からぶつけられ返す言葉が見つからなかったこと。

日に日に傾聴の大切さを実感したこと。

恐らくは、警察人生においてこのような体験をすることは二度とないだろう。

だからこそ、今回の支援を通じて感じた気持ち、感覚は生涯大切にとどめておきたいと思う。

そして、大きな山場は越えたとはいえ、被害者支援に終わりはない。

私自身いまだ手探り状態だが、被害者や遺族に寄り添う支援活動をこれからも続けていきたいと思う。

策定したほか、関係閣僚を構成員とする人身取引対策推進会議を平成27年以降毎年開催するなどしてきたところ、人身取引に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を更に推進するため、令和4年12月、犯罪対策閣僚会議において、新たに「人身取引対策行動計画2022」を決定した。

また、同年6月、人身取引対策推進会議の

第8回会合において、我が国における人身取引事犯による被害の状況や、関係府省庁における人身取引対策の取組状況等を取りまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表し、人身取引事犯の撲滅を目指し、人身取引対策に係る取組を引き続き着実に推進していくことを確認した。

内閣府においては、人身取引の被害者向け 及び需要者向けの2種類の啓発用ポスター並

人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策のポスター





提供:内閣府

びにリーフレットを作成し、関係機関等に配 布するとともに、SNSを活用し、我が国に おける人身取引事犯の実態、人身取引事犯の 防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関 する広報を行い、被害に遭っていると思われ る者を把握した際の通報を呼び掛けた。

(24) SNSを含むインターネット上の誹 謗中傷等に関する相談体制の充実及び 誹謗中傷等を行わないための広報啓発 活動の強化

【施策番号 194】

総務省においては、関係府省庁と連携し、 SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等 に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対 応できる体制の充実に努めるとともに、誹謗 中傷等を行わないための広報啓発活動を強化 している。

平成21年度より総務省が運営を委託して いる違法・有害情報センターで受け付けてい る相談件数は高止まり傾向にあり、令和4年 度の相談件数は 5.745 件(前年度: 6.329 件) であった。こうした状況を踏まえ、令和3年 度から違法・有害情報相談センターの相談員 の増員等の体制強化を図るとともに、行政機 関や民間団体等の相談窓口との連携体制を構 築し、各機関の取組に関する相互の理解の促 進と、機能の相互補完を目指した連携を図っ ている。

また、ユーザーに対する情報モラル及び ICTリテラシーの向上のための啓発活動の 一環として、誹謗中傷対策に関する内容を含 む、青少年のインターネットの安全な利用に 係る普及啓発を目的に、文部科学省、一般財 団法人マルチメディア振興センター、通信事 業者等の協力の下、平成18年度から児童・ 生徒、保護者、教職員等に対する学校等の現 場での無料の出前講座 [e- ネットキャラバン] を全国で開催し、令和4年4月から令和5年 3月末までの間、2,226件(前年度:2,559件) の出前講座を実施した。

違法・有害情報相談センター



提供:総務省

#NoHeartNoSNSロゴマーク



提供:総務省

(25) 検察庁の犯罪被害者等支援活動にお ける福祉・心理関係の専門機関等との 連携強化

【施策番号 195】

法務省においては、犯罪被害者等に配慮した捜査や公判を行うため、検察官等に対する研修において福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなど、これらの機関との連携・協力の充実・強化を図っている。

(26) 検察庁における被害者支援員と関係 機関・団体等との連携・協力の充実・ 強化及び情報提供の充実

【施策番号 196】

地方検察庁においては、犯罪被害者等に対してよりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等支援に携わる被害者支援員を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧や証拠品の返還等の各種手続の補助等を行うほか、犯罪被害者等の置かれている状況に応じ、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関・団体等の紹介等を行っている。

被害者支援員に対する研修においては、犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体の職員等を講師に招いているほか、平素から犯罪被害者支援団体等との意見交換の場を設けるなど、犯罪被害者等支援の状況に関する情報交換を行い、その連携・協力の充実・強化を図っている。また、被害者支援員の意義や役

割について記載された犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を犯罪被害者等支援を行っている関係機関・団体等に配布するなどして、被害者支援員制度に係る情報提供の充実を図っている。

さらに、犯罪被害者等から電話やファック スによる相談を受け付けるため、地方検察庁 等に被害者相談専用電話番号(ホットライン) を設置し、被害者支援員等が対応している。

②7 更生保護官署における被害者担当保 護司との協働及び関係機関・団体等と の連携・協力による支援の充実

【施策番号 197】

法務省においては、全国の保護観察所に被害者担当の保護観察官及び保護司を配置し、その協働態勢の下、主として、被害に係る刑事裁判が終了した後又は加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等への相談・支援においては、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、必要な情報提供等を行っており、令和4年中の実施件数は延べ1,563件(前年:1,634件)であった。また、支援の円滑な実施及び支援内容の充実を図るため、国や地方公共団体の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等との連携・協力の充実・強化を図るとともに、更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努めている。

(28) 被害者担当の保護観察官及び被害者 担当保護司に対する研修等の充実

【施策番号 198】

法務省においては、刑事裁判及び少年審判の終了後の相談対応の充実を図るため、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援に関する実践的技能を修得させるための演習等を実施し、犯罪被害者等の心情や置かれている状況

等への理解の増進を図るとともに、適切な対 応を確実に行うよう努めている。

(29) 犯罪被害者等の意見を踏まえた運用 改善や制度改正についての検討

【施策番号 199】

法務省においては、「更生保護の犯罪被害 者等施策の在り方を考える検討会 | 報告書を 踏まえ、犯罪被害者等の意見を踏まえた運用 改善や制度改正について検討を行っている。

③ 犯罪被害者等の相談窓口の周知と研 修体制の充実

【施策番号 200】

法務省の人権擁護機関においては、人権相談 等を通じて人権侵害の疑いがある事案を認知し た場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事 案に応じた適切な措置を講じているところ、こ のような調査救済制度を周知するためのリーフ レットを作成・配布するほか、「みんなの人権 110番 |、「こどもの人権 110番 |、「こどもの人

こどもの人権110番のポスター



提供:法務省

権SOSミニレター|(料金受取人払の便箋兼 封筒)、「女性の人権ホットライン」、「インター ネット人権相談受付窓口」等の各種相談窓口に ついて、法務省ウェブサイト(https://www. moj.go.jp/JINKEN/index soudan.html) や 広報資料に掲載するなどしており、令和4年 度に実施したモニター調査による人権相談窓 口の認知度は52.8%であった。

さらに、人権相談や調査救済事務に従事す る職員及び人権擁護委員に対する研修を実施 し、犯罪被害を含む人権侵害の被害の救済に 適切に対応するための体制の強化を図ってい る。

犯罪被害者である子供等の支援 【施策番号 201】

法務省の人権擁護機関においては、人権相 談等を通じ、いじめ・体罰・児童虐待事案と いったこどもに対する人権侵害の疑いがある 事案を認知した場合は、人権侵犯事件として 調査を行い、児童相談所等の関係機関と連携 して事案に応じた適切な措置を講じている。

③2) 高齢者や障害のある人等からの人権 相談への対応の充実

【施策番号 202】

法務省の人権擁護機関においては、法務局 の人権相談窓口に自ら赴くことが困難な老人 福祉施設等の社会福祉施設の入所者やその家 族が施設内で相談することができるよう、施 設の協力を得て特設の人権相談所を開設し、 入所者等からの人権相談に応じている。令和 4年度は、老人福祉施設等の社会福祉施設に おける特設相談所を85回(前年度:64回) 開設した。また、介護サービス施設・事業所 に所属する訪問介護員等の高齢者と身近に接 する機会の多い社会福祉事業従事者等に対 し、人権相談について周知し、人権侵害の疑 いがある事案を認知した場合の情報提供を呼 び掛けるなど、連携を図っている。

(33) 法テラスによる支援

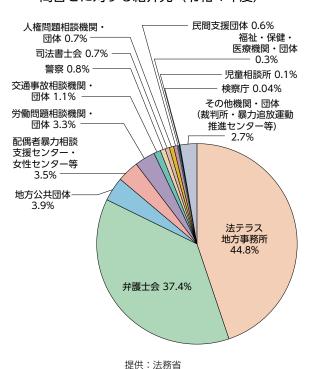
【施策番号 203】

ア P3【施策番号2】参照

【施策番号 204】

イ 法テラスの犯罪被害者支援業務においては、警察庁、日本弁護士連合会等の関係機関・団体と十分に連携することが求められている。このため、法テラスにおいては、その活動についてこれらの関係機関・団体に周知するとともに、都道府県警察等が主催する被害者支援連絡協議会やその分科会に参加したり、犯罪被害者週間における広報啓発活動等を協力して行ったりするなど、犯罪被害者支援に関係する機関・団体との連携・協力の充実・強化を図っている(犯罪被害者週間については、P116トピックス「犯罪被害者週間」参照)。

法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルへの 問合せに対する紹介先(令和4年度)

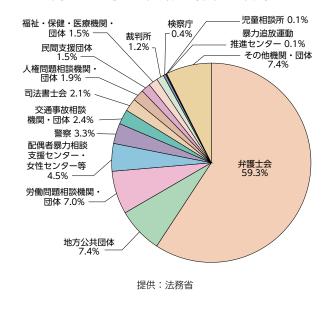


また、弁護士会や犯罪被害者支援団体と連携し、犯罪被害者等を必要な支援につなげるため、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた関係機関・団体を紹介する、コーディネーターとしての役割を果たせるよう努めている。

法テラスにおいて運用している犯罪被害者支援ダイヤル(0120-079714)では、 損害の回復や苦痛の軽減に役立つ情報や、 犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体の相談窓口情報等を提供しているところ、令和4年度における問合せ件数は2万 889件であり、主な問合せ内容は、DV被害、刑事手続・犯罪の成否等に関する問合せ、生命・身体犯被害であった。

また、同年度中の全国の法テラスの地方 事務所における電話又は面談による犯罪被

法テラスの地方事務所への 問合せに対する紹介先(令和4年度)



法テラスによる犯罪被害者支援業務の実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せ件数	15,145	15,343	14,309	15,908	20,889
地方事務所での対応件数	14,035	11,262	10,768	12,108	14,644

提供:法務省

害者支援に関する対応件数は、1万4.644 件であった。

【施策番号 205】

ウ 法テラスにおいては、犯罪被害を受けた 時からの時間的経過の長短を問わず、情報 提供等を通じた支援を行っている。

【施策番号 206】

エ P58 【施策番号 138】参照

【施策番号 207】

オ 改正総合法律支援法が平成30年1月に 施行され、認知機能が十分でないために弁 護士等による法的サービスの提供を自発的 に求めることが期待できない高齢者、障害 者等を対象とした、資力にかかわらない法 律相談援助制度(特定援助対象者法律相談 援助) が創設されるとともに、それまで民 事裁判等手続の準備及び追行に限定されて いた代理援助及び書類作成援助の対象行為 が、認知機能が十分でない高齢者、障害者 等に関しては、生活保護給付に係る処分に 対する審査請求等、一定の行政不服申立手 続の準備及び追行にも拡大された。これを 踏まえ、法テラスにおいては、福祉機関等 の関係機関・団体と連携し、同制度を周知 している。

特定援助対象者法律相談援助件数

	平成	令和	令和	令和	令和
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
特定援助対象者 法律相談援助件数	570	668	743	789	999

提供:法務省

【施策番号 208】

カ 改正総合法律支援法が平成30年1月に 施行され、ストーカー事案、配偶者等から の暴力事案及び児童虐待事案の被害者を対 象とした資力にかかわらない法律相談援助 制度(DV等被害者法律相談援助)が創設 されたことを踏まえ、法テラスにおいては、 犯罪被害者支援に関係する機関・団体と連 携するとともに、弁護士の確保等により、 支援体制の強化を図り、令和4年4月から

はこれまで対面で実施していた法律相談を 電話やオンラインでも利用できるようにす るなど、相談しやすい環境の整備に努めて いる。

また、児童虐待をテーマにした広報用の ポスター及びポケットカードや、制度周 知用アニメーション動画を作成するなど、 DV等被害者法律相談援助の周知に努めて いる (P44【施策番号 94】参照)。

令和4年度におけるDV等被害者法律相 談援助実施件数は 1,292 件(前年度: 972 件)であり、主な相談内容はDV被害であっ た。

(34) 弁護士による犯罪被害者支援に対す る経済的援助に関する検討

【施策番号 209】

法務省では、「犯罪被害者支援弁護士制度 検討会」における論点整理結果を踏まえつつ、 令和3年10月に設置した「犯罪被害者支援 弁護士制度・実務者協議会 において、一定 の犯罪被害者等が早期の段階から弁護士によ る継続的かつ包括的な支援及びこれに対する 経済的援助を受けられるよう、「犯罪被害者 等支援弁護士制度」の導入に向けた検討を行 うことを内容とする取りまとめを行ったとこ ろであり、令和5年6月現在、「犯罪被害者 等施策の一層の推進について」(令和5年6 月6日犯罪被害者等施策推進会議決定) にお いて同制度を創設するものとされたことも踏 まえ、その具体的検討を進めている。

(35) 地域包括支援センターによる支援 【施策番号 210】

地域包括支援センターにおいては、民生委 員、介護支援専門員等による支援だけでは、 適切なサービス等につながる方法が見付けら れないなどの困難な状況にある高齢者に対 し、市区町村、医療機関等と連携し、成年後 見制度の活用促進や高齢者虐待への対応等を 行い、専門的な観点から、高齢者の権利を擁 護するため必要な継続的支援を行っている。

令和3年度における権利擁護に関する相談 件数は、全国で74万7,115件(前年度:70 万4,866件)であった。

(36) 学校内における連携及び相談体制の 充実

【施策番号 211】

ア P28 【施策番号 53】参照

【施策番号 212】

イ P28【施策番号 53】参照

③7) 教育委員会と関係機関・団体等との 連携・協力の充実・強化及び学校にお ける相談窓口機能の充実

【施策番号 213】

児童生徒による暴力行為の発生件数が依然 として相当数に上っていること、教職員によ る体罰や児童生徒間のいじめにより重大な被 害が生じる事案が引き続き発生していること 等が、学校教育において大きな課題となって いる。文部科学省においては、こうした現状 を踏まえ、学校における教育相談体制の充実 を図るとともに、都道府県・政令指定都市の 学校や教育委員会に対し、

- ・ 犯罪行為として扱われるべきと認められる暴力行為やいじめについては、いじめを受けている児童生徒を徹底して保護するといった観点から、早期に警察へ相談・通報し、警察と連携して対応することが重要であること。
- ・ 教員が体罰を目撃した場合や、学校が体 罰又は体罰が疑われる事案について報告・ 相談を受けた場合には、事実関係の正確な 把握に努めるとともに、教育委員会へ報告 すること。
- ・ 学校が、体罰や教員等との関係に関する 悩みを児童生徒が相談できる体制を整備 し、相談窓口を周知すること。

等を示達し、教育委員会と関係機関・団体等 との連携・協力の充実・強化や教育相談体制 の整備を促している。令和3年度における都 道府県・政令指定都市の教育相談機関は207 か所である(令和3年度児童生徒の問題行動・ 不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に よる)。

(38) 犯罪被害に遭った児童生徒等が不登 校となった場合における継続的支援の 促進

【施策番号 214】

不登校となった児童生徒への支援について 初めて体系的に定めた、義務教育の段階にお ける普通教育に相当する教育の機会の確保 等に関する法律が平成28年12月に成立し、 平成29年2月に全面施行された。

文部科学省においては、同法の施行を踏ま え、同年3月、学校が不登校となった児童生 徒に対する組織的かつ継続的な支援等を推進 するための基本的な指針を策定し、同法及び 同指針の趣旨等を教育関係者に周知した。

また、不登校となった児童生徒への支援において中核的な役割を果たす教育支援センター等の設置促進、機能強化等に要する経費の一部を補助している。令和3年度における教育委員会が設置する教育支援センターは1,634か所である(令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査による)。

③ 医療機関等と関係機関・団体等との 連携・協力の充実・強化及び医療機関 等における情報提供等の充実

【施策番号 215】

ア 厚生労働省においては、医療機関と犯罪 被害者等支援に関係する機関・団体等との 連携・協力の充実・強化や、医療機関等に おける犯罪被害者等の支援等に関する情報 提供の適切な実施を促進することとしてい る。

【施策番号 216】

イ 精神保健福祉センターや保健所において は、医療機関等と連携し、犯罪被害者等に 対して精神保健に関する相談支援を行って いる。

また、同センターにおいては、専門的知 識を有する職員等による面接相談や電話相 談(こころの電話)の窓口を設置し、地域 住民が相談しやすい体制を整備している。 さらに、必要に応じ、医師による診察、医 療機関等への紹介、医学的指導等を行って いる。

(40) 都道府県警察に対する犯罪被害者等 への情報提供等の支援に関する指導及 び好事例の勧奨

【施策番号 217】

警察庁においては、情報提供をはじめとす る基本的な犯罪被害者等施策が確実に実施さ れるよう、各種会議等を通じて都道府県警察 を指導するとともに、好事例の紹介により同 様の取組を勧奨している。

「被害者の手引」の内容の充実等 【施策番号 218】

ア 都道府県警察においては、パンフレット 「被害者の手引」を被害者連絡の対象者に 配布するとともに、刑事手続の概要、犯罪 被害者等のための制度等について情報提供 を行う場合に広く活用している。

また、警察庁においては、犯罪被害者 等のための制度に関する情報を、警察庁 ウェブサイト「警察の犯罪被害者等施策」 (https://www.npa.go.jp/higaisya/index. html) に掲載している。

【施策番号 219】

イ P59【施策番号 140】参照

(42) 犯罪被害者等の保護・支援のための 制度の周知

【施策番号 220】

警察においては、犯罪被害遺児に対する 奨学金給与事業等を実施している公益財団 法人犯罪被害救援基金 (http://kyuenkikin. or.jp/) について情報提供を行っている。

同基金においては、昭和56年5月の設立 以降、令和5年3月末までに2,182人の犯罪 被害遺児を奨学生として採用し、総額約28 億8,745万円の奨学金を給与している。また、 平成20年12月から、基本法の趣旨を踏まえ、 現に著しく困窮している犯罪被害者等であっ て、社会連帯共助の精神にのっとり特別な救 済を図る必要があると認められる者に対して 支援金を支給する事業を実施しており、令和 5年3月末までに、現に著しく困窮している 犯罪被害者等4人及び海外における殺傷事件 の被害者等6人に、総額約2,250万円の支援 金を支給している(損害賠償請求制度に関す る情報提供の充実については、P3【施策番 号3】参照)。

○ 海上保安庁においては、ウェブサイト (https://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/ hanzaihigai/shien.html) において犯罪被 害者等のための制度について周知するとと もに、犯罪被害者等支援に係る業務を専門 的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導 の下、犯罪被害者等支援主任者に指名され た海上保安官が、関係機関との連携、情報 提供等を行っている。

(43) 刑事に関する手続等に関する情報提 供の充実

【施策番号 221】

ア P59【施策番号 139】参照

【施策番号 222】

P60【施策番号 141】参照

(4) 性犯罪被害者による情報入手の利便 性の向上

【施策番号 223】

都道府県警察においては、性犯罪被害者か ら被害相談等を受けるための性犯罪被害相談 電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上 を図っている。全ての都道府県警察本部にお いて、女性警察官等による性犯罪被害相談電 話の受理体制及び相談室が整備されており、 平成29年8月には、性犯罪被害者がより相 談しやすいよう、都道府県警察の性犯罪被害

手記

警察職員による被害者支援手記

警察においては、毎年、犯罪被害者等支援に関する警察職員の意識の向上と国民の理解促進を図ることを目的に、犯罪被害者等支援活動に当たる警察職員の体験記を広く募集し、優秀な作品を称揚するとともに、優秀作品を編集した「警察職員による被害者支援手記」を刊行し、これを広く公開している(警察庁ウェブサイト「警察職員による被害者支援手記」:https://www.npa.go.jp/higaisya/syuki/index.html 参照)。

令和4年度優秀作品の中の一つを紹介する。

●未来へ繋ぐ架け橋

警察本部勤務 警部補

「○○高校、合格しました!」

これは、交通事故により妹を失い、自身も大怪我を負った兄の○年後の言葉である。

当時、犯罪被害者支援室に勤務していた私は、その日午後〇時頃、事故の第一報を受けた。しかし、それは「小学生の列に多重衝突された車が突っ込み負傷者多数。現在、病院に搬送中。重傷者もいる模様」というだけで、詳細は全くわからなかった。

私は、すぐさま発生署に向かったが、その道中、遺族講演で聞いたことのある死傷者多数を出した交通事故現場のすさまじい状況が頭を過った。「混乱した状況下で、どんな体制で何を優先して動けばいいんだろう。」考えがまとまらず、四十分程の道のりがとても短く感じた。

そして、警察署に着いた私は、この事故がどれほどの事故かということを思い知らされることとなった。署の玄関付近には、既に多くの報道機関が押し寄せ、署内の動向を探っていた。無線台には警察官が溢れ、情報が飛び交うものの、発生から一時間を超えているにもかかわらず、衝突した車が何台なのか、被害児童が何人いるのかも掌握できていない状況であった。ただ、兄妹で事故に遭った〇年生の女児が意識不明の重体ということだけは間違いのない事実であった。

そんな中、ある警察官から「意識不明の女児の両親は兄が運ばれた病院におり、妹のことは何も 知らない模様」との報告があった。

私はすぐに上司に「両親を妹の病院に搬送しますが、まずは電話でこの状況を伝えるべきだと思います。」と進言した。過熱する報道下で、遺族が最初に報道から悲惨な事実を知ることだけは絶対に避けなければならないと思ったからだ。

私は車を走らせながら母親に電話をし、「娘さんが重篤な状態です。病院へお連れするので、そこで待っていてください。」と伝えた。しかし、その直後、私の電話に最悪な知らせが入ってきたのだ。

病院に着くと、事故の被害者家族と思われる多くの人がフロアーにごった返していたが、女児の 母親が誰なのかはすぐにわかった。私からの電話を受け、立つこともできず車椅子でうな垂れた状態で玄関にいたのだ。

そんな中、私は最愛の娘の死を伝えなければならなかった。

その後、重傷の兄を親戚に任せ、両親と共に悲しみが待つ病院に向かった。病院の待合室では、 女児の祖父が血だらけのランドセルを抱きしめながら肩を震わせていた。その状況を目の当たりに した両親はその場に泣き崩れた。そして、娘と対面すると、廊下にまで、家族の泣き声、嗚咽が響 き渡り、私は胸が張り裂けそうな気持ちになった。

私は今まで、多くの事件の支援を担当し、自分の中で、「こういった場合はこう対応する。これ をしたら次はこれをする。」といったマニュアルが頭の中に入っているような気持ちになっていた。 しかし、この時は、自分が次にどう動いたらいいのか、どんな声掛けをしたらいいのか、頭に浮か ぶどころか、目が熱くなり手足が震えていた。

ご遺体を一旦ご自宅に安置させた後、私は家族と共に、兄が入院している病院へ向かった。何も 知らない兄に、妹の死を伝えるためだった。妹の死を知った兄は、最初は泣いていたものの、葬儀 場では、家族と普通に会話をし、車椅子をうまく操作できないことを笑ったりもしていた。私は、 この様子がショックを隠して気丈に振舞っているのだとわかりながらも、私自身が、どこかその表 情に救われているのも事実だった。

しかし、彼がどれ程苦しんでいたのか、私は知らずにいたのだ。

当時、事故に関わった被害者は、車の関係者を含めると二十人を超えていた。そんな中、心の不 調を訴える人は、ご遺族だけではなかった。自分の体が痛いにも関わらず、一緒に帰っていた友人 の死を受け止めることができず心を病んでいく児童、それを取り巻く家族についても支援をしなけ ればならなかった。

私は、公費負担制度により、多くの民間のカウンセラーにカウンセリングを依頼し、支援対象者 に適した環境を整備するとともに、送迎もできる限り行った。その結果、少しずつではあるが、そ れぞれが事故前の普通の生活に近付いている状況が窺えた。それは、亡くなった女児の兄も同じで あった。

カウンセリングの送迎の際、聞く言葉は、学校の楽しい日常が多く、サッカーで日焼けした笑顔 に曇りを感じることはなく、私は安堵するとともに、いつの間にか達成感すら感じていた。

兄が精神的に回復に向かっていると認められたことや、当時、カウンセリングの公費負担につい ては一年が期限だったため、カウンセリングの打ち切りの時期についても検討が進められることに なった。しかし、カウンセラーからは「今でも妹の話は全くしない。そこに話を向けるとはぐらか されてしまう。」と聞かされた。また、兄は地元の中学校ではなく、隣町の中学校への進学を選択 していた。

心が苦しくなった。私は、兄の表面的な部分を見ただけで、本当の心には全く近付けていなかっ た。いや、知ろうとしていなかった。だから、色々なところで出していた小さなサインを、私は見 逃していたのだ。私はすぐに、兄と二人で話をする時間を作った。兄は、この時も不安や悲しい気 持ちは一切□にしなかったが、カウンセリングを止めるとは一言も言わなかった。私は、これが小 学生にできる精一杯の心の叫びなのだと感じた。

そこで私は、市の被害者支援担当者、県と市の保健師、市の教育委員会、小学校の校長や担任、 進学する中学校の校長、担任、部活動の顧問、そして兄を一年間見てきたカウンセラー、更には被 害者支援弁護士にも集まってもらい、兄の支援について協議を行うこととした。

彼らの多くとは、事故発生当時から、積極的に連携を図り、情報を共有しており、私にとっては 行動を起こす際の心の支えであった。その中で出た答えは、市の教育委員会が予算を取り、引き続 きカウンセリングを継続するというものであった。大勢の人の「兄に何とか安心して楽しい中学生 活を送らせてあげたい。」という気持ちが導いた答えだった。

兄のカウンセリングは中学を卒業するまで続いた。カウンセラーからは、警察の制度外で行われ ているものの、兄の状況は定期的に私の元に届いた。回数を重ねる毎に、妹の話をするようになり、 当時の辛かったことを話してくれるようにもなったと聞いた。

妹を守ってやれなかった自責の思い。「将来の夢」という作文を書きながら、自分が今生きてい ることが何より苦しかったこと。そして、後ろから突然車に撥ね飛ばされ、痛みに苦しみながら段々 と意識が無くなっていく妹の姿が今もなお頭から離れないこと。

涙が止まらなかった。苦しくてたまらなかった。私は、兄に何ができたのだろうと思いながら、 ○回目の命日が過ぎていった。

そして今年三月「○○高校、合格しました!」

思いもしない連絡だった。後悔ばかりの自分なのに、何もわかってあげられなかった自分なのに、それなのに連絡をしてきてくれた。両親からは「カウンセリング、高校に行っても続けられることになったんです。警察が最初に繋げてくれたから、あの子の安心がこれからも続くんです。」と言われた。高校からは、新たなカウンセラーの元で、前に進むこととなるらしい。周囲の人が今もなお、支援を繋げている現状を知り、少しだけ救われた気持ちになった。

私は今回初めて、死傷者多数の事故を担当し、当初は慌ただしさの中、やるべきことを着実にこなすという状況だったが、時間の経過とともに、自分で解決できることが少なくなり、日々、無力感を感じるようになった。支援自体が、荷が重く、自分にできる事など何もないと感じ、無気力になった時もあった。

しかし今回、多くの方から「警察が真ん中で調整してくれたから、私たちは安心して動けた。」と言ってもらえた。警察が被害者やご遺族を支援するためにコーディネーター役となり、関係機関に橋渡しすることで、ご遺族にとって未来に繋がる架け橋となり、今を支えていると気付くことができた。

警察だけでできる支援は、やはり限界がある。そんな中、数年経った今でも支援が継続しているのは、事故発生当初から地域にあるネットワークに移行できるよう行政を巻き込み、情報を共有し、全員が心を寄せてきたからである。

私は、これから先、後悔のない支援ができるよう公認心理師の受験にチャレンジした。今後、どの分野で仕事をしようが、このご遺族との出逢いを、そして、警察だけでなく多くの人たちで繋げた支援を、私は忘れることはないだろう。

相談電話につながる全国共通番号「#8103 (ハートさん)」の運用を開始した。令和元年度には、全国共通番号の24時間対応化及び無料化を行うなど、性犯罪被害者が相談しやすい環境の一層の整備に努めている。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、民間被害者支援団体が提供し得る支援の内容、当該被害者の秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得て、その連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体*に情報提供するなど、性犯罪被害者が早期に民間被害者支援団体による支援を受けやすくなるよう努めている。



[※] 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条の規定に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人

(45) 自助グループの紹介等

【施策番号 224】

警察においては、犯罪被害者等の要望を踏 まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又 は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介 し、犯罪被害者等に自助グループを紹介して いる。

(46) 犯罪被害者等施策に関するウェブサ イトの充実

【施策番号 225】

警察庁においては、犯罪被害者等施策に関 する関係法令、相談機関、総合的対応窓口等 の情報や犯罪被害者白書の英語版(概要版の み)を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施 策」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/ index.html) に掲載するとともに、同ウェブ サイトの掲載方法を工夫するなどして、その 内容の充実を図っている。

また、警察庁公式ツイッター (https:// twitter.com/NPA_KOHO) を活用し、犯 罪被害者等施策に関する情報提供を行ってい る。

47) 海外における邦人の犯罪被害者等に 対する情報提供等

【施策番号 226】

在外公館においては、現地警察への犯罪被 害の届出に関する助言、弁護士・通訳のリス トの提供、医療機関に関する情報提供、本人 が自ら連絡できない場合における家族との連 絡の支援、緊急移送に関する助言、遺体の身 元確認に関する支援等を行っている。

外務省においては、海外における邦人の犯 罪被害を未然に防止するとともに、被害に 遭った場合の対処方法について周知するた め、「~海外旅行のトラブル回避マニュアル ~海外安全虎の巻」を毎年改訂し、全国の旅 券事務所、旅行会社、関係団体等に配布する

とともに、「海外安全ホームページ」(https:// www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/ toranomaki.pdf)及び海外安全アプリ*にも 掲載するなど、海外における邦人の犯罪被害 に関する情報を分かりやすく発信するととも に、国民が渡航前にこれらの情報に接する機 会の増加を図っている。令和3年中に在外公 館及び公益財団法人日本台湾交流協会が取り 扱った、海外における邦人の犯罪被害に係る 援護件数・援護人数は、713件・815人であり、 「窃盗被害」(343件・377人)が最も多く、「詐 欺被害」(187件・198人)、「傷害・暴行被害」 (60件・81人)の順で続いている。

警察庁においては、外務省と連携し、海外 における邦人の犯罪被害に関する情報収集を 行っている。

都道府県警察においては、関係機関・団体 と連携し、帰国する犯罪被害者等や日本国内 の遺族等に対し、国外犯罪被害弔慰金等支給 制度の裁定申請に係る教示、国内における支 援に関する情報提供、空港等における帰国時 の出迎え等の支援に努めている。

海外安全虎の巻



提供:外務省

[※] 邦人旅行者や在留邦人に海外安全情報を提供するための外務省公式アプリで、滞在国や周辺国・地域の危険情報や現地の最新情報 を入手することができるもの。

令和3年中に在外公館等が取り扱った 邦人の犯罪被害援護件数・援護人数

件名	件数	人数
殺 人	11	17
傷害・暴行	60	81
強姦・強制わいせつ	9	13
脅 迫 ・ 恐 喝	16	21
強盗・強奪	53	68
窃 盗	343	377
詐 欺	187	198
テ ロ	0	0
誘 拐	1	1
そ の 他	33	39
合 計	713	815

提供:外務省

(48) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に 対する相談体制の充実及び理解の促進 【施策番号 227】

警察においては、全国統一番号の警察相談専用電話(「#9110」番)や性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」を設置するなど、相談体制の充実に努めている。また、警察庁主催の令和4年度「犯罪被害者週間」中央イベント・パネルディスカッションにおいて、「潜在化しやすい犯罪被害への支援~こどもが被害に遭った場合の特徴やその支援の在り方等について議論が行われ、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への理解を呼びかけた(P116トピックス「犯罪被害者週間」参照)。

法務省の人権擁護機関においては、法務局の人権相談窓口のほか、社会福祉施設等における特設相談所において、法務局の職員や人権擁護委員が犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等であるこどもからの人権相談については、専用相談電話「こどもの人権 110番」を設置し、人権侵害を受けたこどもが安心して相談することができる環境の整備を図るとともに、令和4年8

月 26 日から 9 月 1 日までの 1 週間を「全国一斉「こどもの人権 110 番」強化週間」とし、相談を受け付ける時間を延長するなどして、こどもの人権問題に関する相談体制の充実に努めている。

さらに、教職員や保護者等の身近な者に相 談することができないこどもの悩みを的確に 把握し、学校や関係機関と連携して様々な人 権問題に対応できるよう、同年5月下旬から 7月上旬にかけて、全国の小・中学校の児 童生徒全員に「こどもの人権SOSミニレ ター」を配布するとともに、法務省ウェブサ イト上に「インターネット人権相談受付窓口 $(S \cap S - e \times - \mathcal{V})$ (https://www.jinken.go. ip/kodomo) を設置し、インターネットを通 じてパソコン、携帯電話及びスマートフォン からいつでも相談を受け付ける体制を整備す るなど、相談体制の充実・強化を図っている。 加えて、若年層が人権相談にアクセスしや すくなるよう、SNSを活用した人権相談体 制の整備を進めている。

女性の犯罪被害者等からの人権相談については、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、同年11月18日から同月24日までの1週間を「全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間」とするなど、相談体制の充実・強化に努めている。

このほか、日本語を自由に話すことが困難な外国人等からの人権相談については、全国50か所全ての法務局において「外国人のための人権相談所」(約80の言語による人権相談に対応)を設けるとともに、「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」(英語・中国語・韓国語・フィリピノ語・ポルトガル語・ベトナム語・オパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の10言語による人権相談に対応)を設置し、外国人の犯罪被害者等にも対応できる体制を整備している。

なお、令和4年における犯罪被害者等に関する人権相談の件数は、70件(前年:44件)であった。

また、犯罪被害者等の人権に対する配慮と 保護を図るため、「犯罪被害者やその家族の 人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして 掲げ、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実 施している。

法テラスにおいては、犯罪被害者支援ダイ ヤルにより、匿名での相談にも対応できる 体制を整備しているほか、女性弁護士による 支援を希望する犯罪被害者等のニーズに応え るため、弁護士会等と連携し、全ての都道府 県において、女性の犯罪被害者支援の経験や 理解のある弁護士(精通弁護士)を複数人確 保しており、令和5年4月現在、その数は計 986人(前年:971人)である。

内閣府においては、若年層等の性暴力被害 者が相談しやすいよう、性暴力に関するSN S相談「Cure time (キュアタイム)」を実施 している。

(文部科学省における取組については、P28 【施策番号53】を参照)

調査研究の推進等(基本法第21条関係)

(1) 犯罪被害者等の状況把握等のための 調査の実施

【施策番号 228】

警察庁においては、犯罪被害者等が置かれ ている状況等を把握するため、平成30年1 月、「犯罪被害類型別調査」を実施した。令 和5年度中に次回調査を実施予定であり、当 該調査に向けた検討を行っている。

(2) 配偶者等からの暴力等の被害者への 支援実態等の調査の実施

【施策番号 229】

内閣府においては、3年に一度を目途に、 配偶者等からの暴力事案の被害経験等、男女 間における暴力による被害の実態把握に関す る調査を実施している(直近は令和2年度に 実施。これまで実施した調査の結果等は、内 閣府ウェブサイト (https://www.gender. go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/ hll_top.html) を参照)。

また、性犯罪・性暴力被害者のためのワン ストップ支援センターにおける被害者支援 状況等の調査を実施している(令和元年度 に実施。調査結果等は、内閣府ウェブサイ ► (https://www.gender.go.jp/policy/no_ violence/e-vaw/chousa/pdf/r02_houkoku. pdf) を参照)。

(3) 法務省における犯罪被害の動向・犯 罪被害者等施策に関する調査の実施

【施策番号 230】

法務省においては、例年、犯罪による被害 の統計や、刑事手続において犯罪被害者等が 関与する各種制度の実施状況等の調査結果を 犯罪白書に掲載している(法務省ウェブサイ ト: https://www.moj.go.jp/housouken/ houso hakusho2.html) ほか、犯罪被害の 動向を正確に把握するため、平成 30 年度 に第5回犯罪被害実態(暗数)調査を実施 し、その分析結果を法務総合研究所研究部報 告として公表している(法務省ウェブサイ ト: https://www.moj.go.jp/housouken/ housouken03_00019.html).

犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調 査・分析として、令和5年度から、第6回犯 罪被害実態(暗数)調査を実施するほか、精 神に障害を有する犯罪被害者に関する刑事確 定記録の分析等の調査を実施する予定であ り、令和5年6月現在、これらの調査・分析 の実施に向けた準備を行っている。

(4) 犯罪被害者等のメンタルヘルスに関 する調査研究の実施

【施策番号 231】

厚生労働省においては、平成17年度から

3か年計画で、厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を行い、平成19年度には、精神科医療機関における犯罪被害者等の治療を促進するための提言を取りまとめ、平成20年度には、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」(http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_tebikizenbun.pdf)を精神保健福祉センターに配布した。

また、同年度から3か年計画で、厚生労働科学研究で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究」を行い、その結果を踏まえ、平成23年度からは3か年計画で「大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」を行うとともに、平成24年度には、「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン(平成25年2月初版)」(http://victimsmental.umin.jp/pdf/shiryo_guideline.pdf)を作成した。

さらに、平成24年度には、産婦人科、犯罪被害者等早期援助団体、性暴力被害者支援センター等において活用できるよう、性暴力被害者に心理教育や支援情報を提供するためのパンフレット「一人じゃないよ」(http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_hitorijanaiyo.pdf)を作成した。

これらの手引、ガイドライン及びパンフレットは、「犯罪被害者のメンタルヘルス情報 ペー ジ」 (http://victims-mental.umin. jp/) に掲載されている。

(5) 児童虐待防止対策に関する調査研究 の実施

【施策番号 232】

厚生労働省(令和5年度からはこども家庭 庁)においては、児童虐待防止対策に関する 必要な調査研究を実施しており、令和4年度 は、「児童相談所における虐待による乳幼児 頭部外傷事案における安全確保策に関する調 査研究」等を実施した。

(6) 警察における犯罪被害者等支援に携 わる職員等への研修の充実

【施策番号 233】

P49【施策番号 107】参照

(7) 被害少年の継続的な支援を行う警察 職員の技能修得

【施策番号 234】

警察においては、都道府県警察の少年サポートセンター等において被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員等に対し、公認心理師の資格を有する部内職員等によるカウンセリングの技法に関する研修等を実施しているほか、公認心理師の資格の取得に向けた支援体制の充実に努めた。

また、大学の研究者、精神科医、臨床心理 士等の部外の専門家を被害少年カウンセリン グアドバイザーとして委嘱し、犯罪被害を受 けた児童の支援を担当する少年補導職員等が 専門的な助言を受けることができる体制を整 備している。

(8) 法務省における犯罪被害者等支援に 関する研修の充実等

【施策番号 235】

ア P50【施策番号 112】参照

【施策番号 236】

イ P50【施策番号 114】参照

(9) **学校における相談対応能力の向上等** 【施策番号 237】

P28【施策番号 53】参照

(10) 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実

【施策番号 238】

厚生労働省(令和5年度からはこども家庭 庁)においては、児童虐待事案に対応する児 童福祉施設、児童相談所、市区町村等の体 制を強化するため、児童福祉司、児童心理 司、市区町村の職員等に対する研修の充実等 を図っている。特に、虐待を受けたこどもの 保護等に携わる職員等に対する研修について は、平成28年5月に成立し、平成29年4 月に全面施行された児童福祉法等の一部を改 正する法律により児童福祉法が改正され、児 童相談所の児童福祉司や市区町村の要保護児 童対策地域協議会の調整機関に配置される専 門職への研修が義務化された。

児童福祉施設、児童相談所、市区町村等の 児童虐待事案に対応する機関の幹部職員等に 対し、子どもの虹情報研修センターにおいて 実践的な知識・技能の習得等を目的とした研 修を実施してきたところ、児童虐待事案に対 応する職員の専門性の一層の向上を図るた め、令和元年度から、全国2か所目の研修拠 点である西日本こども研修センターあかしに おいても研修を実施するなど、必要な支援を 行っている。

また、指導教育担当児童福祉司は任用され た後に研修を受講することとなっているとこ ろ、同年6月に成立した児童虐待防止対策の 強化を図るための児童福祉法等の一部を改正 する法律により児童福祉法が改正され、令和 4年4月1日以降に新たに任用される指導教 育担当児童福祉司は、任用前に研修を受講す ることとなった。

厚生労働省においては、これらの取組を通 じて、専門人材に対する研修の一層の充実等 を図っている。

(11) コーディネーターとしての役割を果 たせる民間支援員の養成への支援等 【施策番号 239】

P80【施策番号 181】参照

(12) 民間の団体の研修に対する支援 【施策番号 240】

警察、法務省、厚生労働省(こども関係施

策につき令和5年度からはこども家庭庁)及 び国土交通省においては、犯罪被害者等の援 助を行う民間の団体が実施する研修への講師 の派遣や会場の借上げ等の支援を行ってい る。

また、文部科学省においては、犯罪被害者 等の援助を行う民間の団体から、同団体が実 施するボランティア等の養成や研修への講師 の派遣等を依頼された場合には、協力を行 うこととしている (P105【施策番号 242、 243】参照)。

(13) 法テラスが蓄積した情報やノウハウ の提供

【施策番号 241】

法テラスにおいては、ウェブサイト (https://www.houterasu.or.jp) において、 犯罪被害者支援に関係する機関・団体等に関 する情報提供を行うとともに、法制度情報を 検索できるウェブページを設け、情報提供に 努めている。

また、犯罪被害者支援ダイヤル (0120-079714) においては、損害の回復や苦痛の 軽減に役立つ情報や、刑事手続に関与するた めの情報、関係機関・団体の相談窓口情報等 を提供するとともに、犯罪被害者支援の経験 や理解のある弁護士(精通弁護士)の紹介等 を行っている。さらに、法テラスの犯罪被害 者支援をインターネット検索した際に、同ダ イヤルへたどり着きやすくするための専用 $\sim - \Im$ (https://www.houterasu.or.jp/lp/ higaishashien1)を設けている (P58 【施策 番号 138】参照)。

このほか、犯罪被害者等支援を行っている 関係機関・団体や弁護士会等と連携し、法テ ラスの支援制度を説明するとともに、意見交 換会、事例検討会等を実施している。

民間の団体に対する援助(基本法第 22 条関係)

(1) 民間の団体に対する支援の充実 (施策番号 242)

ア 警察においては、民間被害者支援団体が 実施する研修への講師の派遣や会場の借上 げ等の支援を行っているほか、同団体の活 動支援に要する経費並びに直接支援業務、 相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪 被害者等支援に関する理解の増進に係る業 務の委託に要する経費を予算措置し、同団 体に対する財政援助を行っている。

厚生労働省(こども関係施策につき令和5年度からはこども家庭庁)においては、 児童虐待事案の防止及び配偶者等からの暴力事案の被害者等の支援について、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施している広報啓発活動等に対する支援を行っている。

また、平成 28 年 5 月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童虐待事案の再発防止を図るため、こどもの入所措置等を解除する際に、保護者への指導・カウンセリングやこどもの定期的な安全確認等を特定非営利活動法人等に委託できるようにするなど、児童虐待事

案への対応における児童相談所と犯罪被害 者等の援助を行う民間の団体の連携を推進 している。

令和4年度予算では、様々な困難な問題を抱えた若年女性を対象に、アウトリーチからの相談対応・居場所の提供・自立に向けた支援に取り組むNPO法人等の民間団体による対応を支援する「若年被害女性等支援事業」について、夜間における支援体制の確保や自立支援の実施のための支援人員の増員等、体制強化を図った。

【施策番号 243】

イ 法務省及び国土交通省においては、犯罪 被害者等の援助を行う民間の団体の活動に 関する広報、研修への講師の派遣、会場の 借上げ等の支援を行っている。

文部科学省においては、犯罪被害者等である児童生徒及び学生への犯罪被害者等の援助を行う民間の団体による支援について、広報、研修への講師の派遣、会場の借上げ等の支援の要請がなされた場合に協力を行うとともに、協力事例を広報することにより、同団体への協力の充実を図ることとしている。

国による民間被害者支援団体に対する財政援助

直接支援業務の委託に要する経費 活動支援に要する経費 相談業務の委託に要する経費 犯罪被害相談員の委嘱 -な被害者支援を行う 犯罪被害者直接支援員の委嘱 ための意見交換や情報共有 犯罪被害者直接支援員に対する 犯罪被害相談員に対する研修 犯罪被害相談員に対する研修等 研修 都道府県警察費補助金 都道府県警察費補助金 国費 約600万円 約4,600万円 約1億2,000万円 性犯罪被害者支援業務の委託に 被害者支援に関する理解の増進等 要する経費 に係る業務の委託に要する経費 性犯罪被害者に対する直接支援業務 各種広報啓発活動の企画立案・管理運営 性犯罪被害者に対する相談業務 都道府県警察費補助金約5,000万円 都道府県警察費補助金約4,600万円 令和5年度 約2億6,800万円 民間被害者支援団体

(2) 預保納付金の活用

【施策番号 244】

P12【施策番号 18】参照

(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団 体の活動への支援等

【施策番号 245】

警察庁においては、犯罪被害者等の援助を 行う民間の団体が主催するシンポジウムや講 演会のうち、その意義に賛同できるものにつ いては、その効果の波及性等も踏まえつつ後 援している。令和4年度は、特定非営利活動 法人いのちのミュージアムが主催する「生命 のメッセージ展」、犯罪被害者団体ネットワー ク (ハートバンド) が主催する「犯罪被害者 週間全国大会 2022」及び一般社団法人公認 心理師の会が主催する「被害者支援研修」を 後援した。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガ ジン」について、犯罪被害者等の援助を行う 民間の団体で希望するものに対しても配信を 行っており、関係府省庁や民間団体等による 犯罪被害者等のための新たな制度や取組等に 関する情報提供を行っている。

(4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団 体に関する広報等

【施策番号 246】

警察庁においては、シンポジウム・フォー ラムの開催・後援や、警察庁ウェブサイト「犯 罪被害者等施策」(https://www.npa.go.jp/ hanzaihigai/seifu/dantai_top.html)、警 察庁公式ツイッター (https://twitter.com/ NPA KOHO)等の様々な広報媒体の活用を 通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や警 察、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民 間の団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支 援に関する広報啓発活動を行っている。

また、内閣府と連携し、政府広報オンラ インに「決して他人ごとではありません。 犯罪被害者を支えるには?」と題する記事 (https://www.gov-online.go.jp/useful/ article/201611/3.html) を掲載しているほ か、政府インターネットテレビにおいて「他 人ごとではありません。犯罪被害に遭うと いうこと。」と題する動画 (https://nettv. gov-online.go.jp/prg/prg16427.html) を 公開しており、これらの記事等の中で、犯罪 被害者等が置かれている状況や当該状況を踏 まえた施策実施の重要性等を紹介し、犯罪被 害者等に対する国民の理解の増進を図ってい る。

(5) 寄附税制の活用促進と特定非営利活 動促進法の円滑な施行

【施策番号 247】

内閣府においては、市民の自由な社会貢献 活動を促進するため、寄附税制の活用促進及 び特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知 に取り組んでいる。同法に基づく各種事務の オンライン化のためのシステムを構築し、稼 働を開始した。また、「内閣府NP〇ホーム ページ」(https://www.npo-homepage.go. jp/) 等において、犯罪被害者等の援助を行う 特定非営利活動法人の情報を含む市民活動に 関する情報提供を行っている。

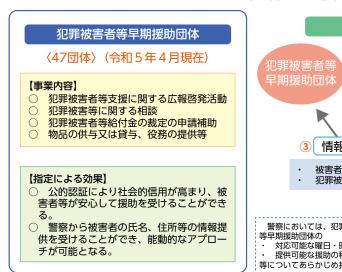
(6) 警察における民間の団体との連携・ 協力の強化

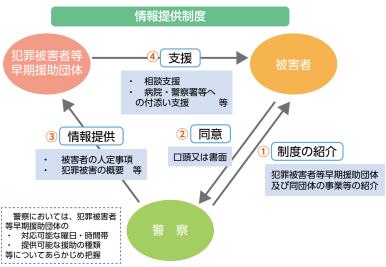
【施策番号 248】

警察においては、公益社団法人全国被害者 支援ネットワークの運営・活動に協力してい る。また、同ネットワークに加盟している民 間被害者支援団体(P184基礎資料7参照) の運営に関しても、関係機関と連携し、必要 な指導・助言を行うとともに、犯罪被害者等 支援の在り方に関する意見交換等を積極的に 行っている。

特に、都道府県公安委員会が犯罪被害者等 早期援助団体として指定した民間被害者支援 団体に対しては、犯罪被害者等の同意を得た 上で、当該犯罪被害者等の氏名、犯罪被害の 概要等について情報提供を行うなど、緊密な 連携を図っている。

犯罪被害者等早期援助団体





(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する 指導

【施策番号 249】

都道府県公安委員会においては、民間被害者支援団体のうち、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を、犯罪被害者等早期援助団体として指定しており、令和5年4月現在、全国で計47団体が指定されている。警察においては、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等に適正かつ確実な支援を行うために必要な支援体制及び情報管理体制、職員に課される守秘義務等に関し、情報提供や必要な指導・助言を行っている。

トピックス

民間被害者支援団体における犯罪被害者支援

犯罪被害者等支援に当たっては、個々の犯罪被害者等が抱える様々な事情等に即し、警察等の関 係機関・団体等と連携しながらきめ細かな対応を中長期的に行う民間被害者支援団体の存在が不可 欠である。

これらの民間被害者支援団体における取組及び支援者の手記を紹介する。

■財政的基盤の充実強化に向けた取組 新商品「もったいない和」、「おみやげ生うどん」

公益社団法人 かがわ被害者支援センター

公益社団法人かがわ被害者支援センターにおいては、安定的財源の確保に向けて、これまでの被 害者支援自動販売機の設置やホンデリング等に加え、令和4年度から新たな取り組みとして、事業 者が製造販売する商品の売上金の一部を当センターに寄附していただく仕組みの「犯罪被害者支援 商品取扱店」の募集を香川県警察の協力のもと実施しました。

その結果、令和4年7月から高松市内の和菓子店の「もったいない和」、令和4年 12 月から香川 **県のソウルフードの讃岐うどんを製造販売している地元業者の「おみやげ生うどん」をそれぞれ犯** 罪被害者支援商品として販売し、協力いただけることになりました。

このことは、当センターにとりまして財政的基盤の充実はもとより被害者支援の輪を広げ、社会 全体で被害者を支えるという機運の向上にも繋がるものと考えており、引き続き犯罪被害者支援商 品の取扱店を広げていくこととしております。





■犯罪被害・交通事故ご遺族の自助グループ 「さくらの会」

公益社団法人 くまもと被害者支援センター

被害者ご遺族の自助グループ「さくらの会」は、罪種を問わない被害者遺族の会です。ご遺族が 代表になり運営されている自助グループで、現在、13世帯、21名のメンバーが在籍されています。 被害者支援センターは会場や担当者の提供などのサポートを行っています。

犯罪被害や交通事件のご遺族が、同じように大切な家族を亡くした方々との語り合いの中で、想いを共有し、安心して語ることにより孤立感を軽減するなど回復の一助となることを目的としています。

定例会では、月に1回、2時間ほど語り合いを行います。被害から長い年月が経った方からまだ日が浅い方、それぞれ色々な気持ちを話して互いに受け止め、情報の交換等をされています。被害経験等のお話だけでなく、時事ニュースや雑談などのたわいないお話で、笑顔がこぼれる場面もあります。

定例会の他は、手記集を不定期で発行したり、研修等での講演や、街頭活動等への参加協力をしたりしています。

さくらの会は立上げから 15 年が経ちましたが、初回から現在まで殆ど休むことなく定例会を開催しています。時には参加者がおひとりという事もありましたが、長年継続して会が存続し続けているのは、代表の方の会へのお気持ちと、自助グループのメンバーの絆、自助グループでしか話せない、同じ境遇の人にしか分からない気持ちを受け止める会の存在意義、などの理由があるからだと思います。

支援者としては、ご遺族の率直なお気持ちや、時間の経過とともに変わっていく気持ち、時間が経過しても変わらないお気持ちを聞くことができる貴重な時間だと感じています。自助グループへの関わりは、被害者支援を行う上で欠かせないものだと思います。

自助グループがあること、その大切さを日々の活動の中で感じています。



■支援者の手記 「被害者・ご遺族から受け取った大切なもの」

公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター 堀内 美加代

「幸福の形はいつも同じだが、不幸の形はそれぞれ違う」 歳を重ねるにつれ、なるほどなと思う言葉です。

私はよく本を読む子どもでした。生き辛かったので、人の苦しみについて知りたいと思っていました(楽しい本もたくさん読みましたけれど)。人が何をどのように苦しみ、どのように救われていくのか知りたかったのです。事件・事故・災害に遭われた方や、そうした人に関わり支える人達の本をたくさん読み感じたことは、なるほど人の苦しみは形も手触りもそれぞれに違う。でも、共

通しているのは、社会として苦しむ人を支える制度や理解が、この国には足りないということでし

民間の犯罪被害者支援センターがあり、自分も支援員として活動できる道があると知ったのは、 地方紙に掲載されていた記事を読んで。即座に養成講座に申し込みました。12 年前のことです。

支援員となった私は、相談電話を取れば「いま笑ったでしょう!?」と怒らせ、不用意に被害者 の体に触れては怖がらせ、「皆さんそうみたいですよ」と言っては「他の人と一緒にしないで」と 叱られ…。脇の甘い私は、被害者・ご遺族からお叱りを受けることも多く、思い返せば赤面するこ とばかりです。

内部研修や外部研修、また先輩方に、たくさんのことを教えていただきました。それでも、相談 員となった今、お叱りも含めて、被害者・ご遺族から教えていただいたことが、何より血肉になっ ていると感じています。

大切な人を失って悲嘆のどん底にうずくまっても、やがてまた立ち上がって歩き始める。亡くなっ た人を忘れることなく、その存在と対話しながら精いっぱいの選択をする。そうやって、投げ出す ことのできない人生を、どうにかして取り戻そうと奮闘する、その姿を垣間見せていただきながら、 人として大切なものを受け取っているなと感じることが、しばしばあります。

被害者支援に携わる歳月を重ねるにつれ、お役に立てることは本当にわずかばかりのことしかな いのだと悟るようになりました。なぜなら、被害者・ご遺族が心から望んでいるのは、「傷ついた 心や体、失った命を元に戻してほしい」ということなのですから。自分にできることは、目の前に いる人の苦しみに目を凝らすこと、その痛みや悲しみの手触りを懸命に想像すること。何かサポー トを求められたときのために、知識やスキルを研鑽すること。そして、「被害者」として生きるだ けではないその人の人生全体を、見つめることなのかなと考えています。

私は今、令和3年度から始まったLINE相談の担当者として、子どもや若い人からの相談を受 けています。様々な困難を抱える相談者が、匿名で驚くような話を聞かせてくれます。「LINE だから誰にも言えなかったことを話せる」という人達に、力になりたい大人がここにいることを伝 えるにはどうすれば良いのか、試行錯誤中。少しずつ、電話をかけて来てくれる人が現れ、面接に つながり、加害者が警察に逮捕されるケースも出てきて安堵しています。

「被害者支援」は決して特別なことではない。なぜなら、「被害者」は特別な人ではないのだから。 最近、そう感じるようになりました。自分が明日「被害者」になったとしても何の不思議もないの だから、「支援していただく」などと感じなくても良いサポートができればいいなと思っています。